

## 内容

- ◆診療回数 1 施設に対して 週 1 回 (火曜日または金曜日)  
1 日単位 (午前9時～午後4時)
- ◆診療期間 1 施設に対して 1～2ヶ月間
- ◆診療人数 1 日 8～10人程度
- ◆派遣職員 歯科医師 1 名、歯科衛生士 2～3 名、  
バス運転手 1 名 (委託) 計 4～5 名
- ◆費用 保険診療、各種公費負担医療取り扱い
- ◆診療内容 治療、予防、摂食嚥下機能療法、利用者及び職員等に対する講習会など施設利用者の希望を考慮します。
- ◆対象施設 および条件
  - ・地域の歯科医療機関で対応が困難な利用者がある  
障害者入所施設
  - ・利用者の保護者等も巡回歯科診療に同意していること
  - ・歯科診療車 (マイクロバス) の駐車スペースを確保できること  
(できるだけ平坦な場所)  
車長約 7 m×車幅約 2.1 m×車高約 2.9 m  
必要スペース約 30 m<sup>2</sup>
  - ・駐車場所の付近に給水栓があり、排水が可能であること
  - ・診療車の排気ガスや騒音が近隣に影響を及ぼさない環境であること



# 巡回歯科診療



当センターでは、災害時における歯科医療救護活動の一翼を担うため歯科診療車を配備しています。

平時には歯科診療車を活用し、多摩地区の知的障害者施設を巡回し、診療、検診および講習会を行っています。

こうした事業を通じ、歯科医療供給体制の整備に向け、各施設、開業医や地区歯科医師会及び保健所など障害者歯科医療に係わる機関の皆様と協力しながら、医療連携づくりに取り組んでいます。

### お問い合わせ

東京都立心身障害者口腔保健センター  
巡回歯科診療 事務担当

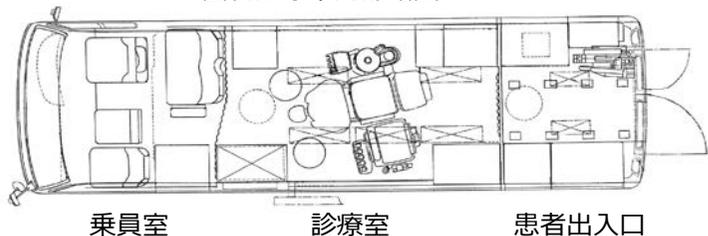
住所 〒162-0823  
東京都新宿区神楽河岸1-1  
セントラルプラザ 事務棟 8・9F  
TEL 03 - 3235 - 1141 / FAX 03 - 3235 - 1144  
URL <https://tokyo-ohc.org/>

(2019.11)

東京都立心身障害者口腔保健センター

## 歯科診療車の概要

歯科診療車内部略図



### \* 主要装備品

歯科ユニット(1台)、デジタルX線装置、  
ポータブルユニット、高圧蒸気滅菌器、生体モニター、  
A E D、車椅子用リフト、シンク付きキャビネット、  
給排水タンク、発動発電機、外部電源導入装置、他



車内歯科ユニット



車椅子用リフト



## 巡回歯科診療の流れ

### \* 歯科検診 (口腔内状況の確認)



治療が必要かどうか振り分けを行い、検診結果を各施設にお渡します。

### \* 歯科診療 (治療および予防処置)



一人ひとりに合わせた診療を行います。

### \* 派遣終了

何らかの理由により、処置が終了しなかった場合などは、当センターに受診いただくか、お近くの障害のある方を受け入れてくれる歯科医療機関をご紹介します。

## 連携

\* 派遣施設は地区歯科医師会の承認後に決定し、その後地区歯科医師会へ派遣日程を通知します。また管轄の保健所にも派遣日程を届けます。

\* 巡回歯科診療では施設近隣の地区歯科医師会と当センターが共に検診を行ったり、保健所や地区歯科医師会が実施した歯科検診結果をもとに診療対象者を決定することもあります。

\* 地域との医療連携の一貫として、施設近隣の先生方に短期個別研修を行っており、そこで実際の巡回歯科診療を体験できます。その時、利用者の口腔内状況を知っていたき、対応上問題のない方を紹介できればと考えています。

このように巡回歯科診療では、当センター、地区歯科医師会、保健所、地域歯科医療機関と連携を図りながら施設の利用者に対する歯科医療を提供しています。

## 診療車 Q & A

Q : どのような治療をしますか？

A : 一般的な歯科治療および予防処置  
(むし歯の治療、入れ歯の作製および調整、簡単な抜歯、歯石除去、プロフェッショナルケア、摂食嚥下機能療法など)

Q : 治療を怖がっていますが大丈夫ですか？

A : 毎回同じ流れや方法で関わることで先の見通しをつけ、不安や恐怖心の軽減をはかります。また、少しずつ刺激を強めていき、歯科診療に対する適応力をさらに高めます。  
一人ひとりに合った対応をしますのでご安心ください。

Q : 巡回歯科診療が終わって次の診療までに歯が痛み出したらどうすればいいですか？

A : ご希望があれば、お近くの障害のある方を受け入れてくれる歯科医療機関をご紹介します。  
紹介先で難しい場合は、当センターで対応します。

Q : 費用はどのくらいですか？

A : 保険診療が基本ですので一部負担のある方はその負担割合分を後日請求させていただきます。それ以外は一切かかりません。

Q : 歯科診療車の派遣間隔はどのくらいですか？

A : 基本的には年1回(1~2ヶ月間)となります。

Q : 講習会はどのようなことをやりますか？

A : 内容については、施設のご希望をお伺いします。  
費用は、無料です。

